市県民税の申告相談は2月5日から

平成二年度の市県民税申告相談が、二月五日から始まります。個人の市県民税は、市が税額を計算し、それを皆さんに通知して納めていただく仕組みになっています。市が適正な課税を行うためには、皆さんから市県民税の申告書を提出していただき、それに基づいて計算しなければなりませんので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

農業所得がある皆さんへ

農業所得も他の所得と同様、個々の納税義務者ごとに収支計算をして算定するのが原則です。市では、農業所得の収支が明らかでない人のために、今年も「農業所得標準」を作成しています。農業所得標準によって申告する人は、次の点にご注意ください。

▽臨時雇人費の控除を受ける人は、雇人控帳、作業内容、支払金額等を説明できる資料を持参願います。資料がない場合は控除できません。

▽標準外経費として別途控除の対象となる動力耕うん機、田植え機、トラクター、コンバイン等の大型農機具や農業用の自動車を所有している人は、取得年月、取得価格、年式・車名、自動車税額などを証明できるものをご持参ください。

▽申告書に同封されている「農業所得のある方へ」を記入のうえ申告日にご持参ください。

▽**農業所得がある人で、税務署から確定申告書を送付された人については**、二月五日から中央公民館において、市と税務署が共同で申告相談を受け付けます。指定された日（七ページ参照）に必ずおいでください。なお、白色申告者で農協や市場等に農産物を出荷した人は、販売代金の精算書など、収入金額がわかる書類をご持参ください。書類を紛失した人は、確定申告書に同封の農産物出荷証明書に、農協や市場等から証明を受けたものをご持参ください。

申告しなければならない人

◆二年一月一日現在、大館市に住んでいて、元年中（一月～十二月）に所得があった人。

◆給与所得者で、給与のほかに地代、家賃、農業などの所得がある人。

◆大館市に住んでいなくても、二年一月一日現在、市内に事務所、事業所、または家屋敷がある人。

申告の必要がない人

◆所得税の確定申告書を税務署へ提出する人（所得税の対象者及び所得税の還元を受ける人は、税務署へ申告することになっています）。

◆給与所得者で、給与支払報告書が勤め先（事業所）から市役所へ提出されている人。ただし、本人または家族の医療費控除や雑損控除（前年中に災害等を受けたことによる控除）を受けようとする人は、そのための申告が必要です。

営業所得がある皆さんへ

営業所得があると思われる人には、申告書に収支計算用紙を同封してありますので、自分で所得金額を計算して申告書に添付してください。（元年中に新たに事業を開始した人で、収支計算用紙が同封されなかった場合は税務課へ連絡してください）

譲渡所得がある皆さんへ

譲渡所得がある人で、税務署へ申告する人は、市県民税の申告の必要はありません。なお、農業所得があって事前に相談したい人は、税務署の指定日以前においでください。

※譲渡所得の申告相談は、税務署が指定した日となります。

申告するとき持参するもの

▽申告書と印鑑（申告書には住所、氏名を記入してきてください）。

▽元年中に支払った医療費、生命保険料、国保税または社会保険料の支払いを証明できるもの。

▽元年中に災害、盗難、横領などで損害を受けた人は、それを証明できるもの。

▽給与所得者で給与以外の所得がある人は、源泉徴収票。

▽営庶業者は、申告書に同封された決算書（記入のうえ）と帳簿など関係書類。

▽大型農機具を購入した人は、それを証明できる書類と領収書。

所得税の確定申告は2月16日～3月15日

税務署から所得税の確定申告書が送付された人（農業所得のある人を除く）は、税務署へ申告してください。税務署へ申告した場合は、市県民税の申告は必要ありません。

正しい申告を期限内に

申告しなければならない人が申告をしないでいると、一部の控除ができなくなるほか、各種証明書（所得証明書や扶養証明書など）の発行もできないことになります。また、年金等の支払いにも支障をきたすなど、いろいろな面で不利になります。正しい申告を期限内に必ずしてください。

◆問い合わせ

税務課市民税係

☎49～3111

（内線232、233）